

品質保証体制に関する質問項目

若狭連帯行動ネットワーク

昨日、福井県が高浜原発でプルサーマルをすすめる方向で了承したとの報道がなされました。本日、貴社に対して、緊急の質問を行います。

BNFLのMOX燃料加工データ改ざん事件に端を発する貴社の品質保証体制の欠陥については、経済産業省原子力安全・保安院および原子力安全委員会も不完全であることを認めています。このような状況でMOX加工契約を行い、プルサーマルの実施に踏み切るのは極めて危険であると私たちは考えます。以下に関連する質問を行いますので、貴社が「社会の声に耳を傾け」、透明性を確保し、国民への説明責任を果たすため、加工契約のアクションを起こす前に文書回答されるよう強く求めます。

3月26日、貴社と約束したこの交渉日に文書回答をお願いします。

1. 原子力安全委員会は3月11日に「関西電力の海外MOX燃料調達に関する品質保証の改善状況についての原子力安全・保安院の評価に対する規制調査の結果について」を出し、3点の留意事項を指摘しています。具体的には、(1)品質マネジメントシステムが組織内に定着していることを継続的に確認すること、(2)海外MOX燃料調達に係るPDCAサイクルが一巡しておらず、一巡した段階で品質マネジメントシステムが着実に運用・改善できることを確認すること、(3)貴社による品質保証の4つの改善策(契約時の品質要求事項の明確化、 加工前のシステム監査、 加工期間を通じた社員派遣による工程監査・検査・巡視、 第三者機関の活用)が確実に実行されるよう実施計画と結果を確認することを指摘しています。つまるところ、貴社の品質マネジメントシステムはその大枠が社内規定等で構築されたばかりであり、そのシステムが機能するかどうか未だ実証されていないことを意味しています。

とくに、原子力安全・保安院が2月5日の「評価」の中で一例として挙げていた「品質保証担当が基礎的な知識を具備するために必要なISO9001審査員研修が十分になされていなかった。」という点は、極めて重大であり、品質マネジメントシステムの運用とそのスパイラル的改善を担うべき人と組織が育っておらず、品質マネジメントシステムそのものが未成熟であることを意味しています。

このような状態で、プルサーマルの実施に踏み切るのは無謀であり、人と組織が育成され、品質マネジメントシステムが十分確立するまで、MOX加工契約を延期すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。少なくとも、MOX加工契約という未経験の分野でいきなり本番を行うのではなく、2月10日の第6回原子力委員会定例会議で「BNFL問題の経験、反省を踏まえて国内燃料メーカーに対しても同じ考え方で臨むべきであると考えている。」と述べているように、国内燃料メーカーなどを対象に経験のある原子力分野で人為的に起こした品質欠陥が是正されることをシミュレーションするなど、当該品質マネジメントシステムが十分機能することを確認してから行うべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

2. 貴社は1999年9月、「MOX燃料ペレット外径寸法データ問題に係る調査報告書(中間報告書)」の中で、当時輸送中であった高浜4号用MOX燃料にはデータねつ造はないとの結論を出していました。その判断の根拠となったMOX燃料ペレット外径寸法データを若狭ネットで分析した結果、抜取検査データが母集団と一致しないことが統計的に明らかになったため、品質検査が恣意的に行われているか、

不正に行われているかのいずれかの可能性がある」と主張し、貴社に調査するよう求めました。ところが、貴社は当時、このような指摘を受けても、それを理解できず、無視し続けました。この事実から、貴社には消費者クレーム（この場合は市民団体からの問題点の指摘）を吸い上げ、設計・製造・検査に生かそうとする品質マネジメントシステムがなかったと言えます。また、消費者クレームを理解し経営に生かす人的・組織的な能力がなかったと言えます。品質マネジメントシステムは、構築されたシステムとそれを生かす人と組織の能力が同時に満たされて初めて機能すると言えます。

1999年当時には存在しなかったこのような人と組織の品質保証能力の欠陥がどのように是正されたのか、説明して下さい。また、今後類似した事件が起き、市民団体から問題点の指摘があった場合に貴社はどのように振る舞うのか、そのシステムが品質マネジメントシステムの中にどのように組み込まれているのか、具体的に説明して下さい。

3．貴社は品質マネジメントシステムの欠陥是正を目的として「原子力安全行動指針」を策定し(2001.10.26)、「原子力事業の運営に係る品質方針」を「原子力発電の安全に係る品質保証規程」に定め(2003.10.8)、「原子力事業の透明性を向上させるとともに、常に社会の声に耳を傾けていきます。」としています。具体的にどのようにするのか、その内容を詳しく説明して下さい。

今回のMOX燃料加工契約に際して、「社会の声に耳を傾け」るため、関西と福井県で公開説明会を開き、貴社の品質マネジメントシステムと人的・組織的能力がどのように改善されたのかを説明し、広く国民や福井県民からの批判を受けるべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

4．貴社は2月10日の第6回原子力委員会定例会議で「『海外加工メーカーの品質保証体制の確認』は、加工契約の前に実施すべきものであり、関西電力としては現在、候補となる加工メーカーが当社の要求を満たす能力があるかを調査しているところであり、必要な確認ができた後、加工契約をする。」と述べています。今回のMOX燃料加工契約についてはCOGEMAと締結する予定だと報道されていますが、加工契約する前にCOGEMAの品質保証体制をどのように確認したのか、またはするのかを説明して下さい。これについては、2000年8月3日の大阪での公開討論会において貴社はCOGEMAのMOX燃料加工データ等についても「公開する方向で」検討を進めると約束したはずですが、未だに検討結果の回答がありません。すみやかに貴社の調査データと調査結果を公開して下さい。

また、第6回原子力委員会定例会議では「『今後の進め方』で、加工契約後に『海外加工メーカーの品質保証体制の確認』となっているのは、契約することにより加工メーカーがさらに情報を開示し、詳細なマニュアル類を作成するなど、さらなる確認が可能になる部分があるためであり、当社から必要な是正措置を要求し、それが反映されたことを確認してから、次のステップである製造に進む。」とも述べています。これは、具体的には、2月10日の貴社報告書にある契約後から加工前に行う「品質保証計画の審査・承認（品質保証計画が要求事項を満たしていることの確認）」と「システム監査の実施（承認された品質保証計画通りの仕組みおよび活動の確認）」を指すと思われるのですが、それに相違ありませんか。これによれば、加工前には「MOX燃料成型加工標準仕様書の策定（品質保証に係る要求事項の明確化）」しか行われなないかのように見えますが、契約前にはどのような「品質保証体制の確認」を行うのですか。契約前にも、加工前にも、COGEMAのMOX燃料加工データの調査は行わないのですか。

貴社は1998年4月5日に行った若狭ネットとの武生市での公開討論会で、BNFL・MDFでのスイス・ベズナウ原発用MOX燃料集合体が起こした事故を隠していました。そのときの経験から、貴社にはとりわけ透明性の確保と説明責任が問われていることを肝に銘じておくべきです。その意味で、貴社には加工契約前に、「海外加工メーカーの品質保証体制の確認」を十分行い、それを国民の前で明確に説明すべき義務があると私たちは考えますが、いかがですか。

5. 日本原燃の六ヶ所再処理工場においても、不正溶接、埋込金物の不正切断、配管の誤接続など品質欠陥が次々と明らかになり、日本原燃の品質マネジメントシステムが全くデタラメであることが明らかにされています。しかも、その原因の一つには、電力会社からの出向社員が多数を占め（11年前の着工時点で約5割、現時点で約4割）、日本原燃のプロパー社員が少なかったことが挙げられています。つまり、貴社など電力会社からの出向社員の品質保証意識に欠陥があり、出向社員とプロパー社員の混在した無責任な体制になっていたため品質マネジメントシステムに欠陥があったのです。貴社自身の品質マネジメントシステムにも欠陥があり、貴社からの出向社員などが建設業務に携わっていたのですから、六ヶ所再処理工場における不正問題・品質欠陥に係る責任の一端は貴社にもあると私たちは考えますが、いかがですか。

六ヶ所再処理工場における4月からのウラン試験の実施は、貴社のMOX燃料加工契約と同様に、品質マネジメントシステムが未成熟なままでの危険なウラン試験の強行であり、中止すべきであると私たちは考えますが、いかがですか。少なくとも日本原燃がプロパー社員の数を増やし、品質マネジメントシステムがプロパー社員の手によって確立されるまで延期すべきであると私たちは考えますが、いかがですか。

六ヶ所再処理工場における不正事件に係る貴社の責任について、貴社の出向社員の人数・出向業務内容・出向期間などを明らかにし、具体的に説明して下さい。とくに、日本原燃の再処理施設品質保証体制点検結果報告書(2004.3.17)に記されている「出向者の人事について独立性をもって適切に配置できるよう、電力会社からの適任者の出向期間の柔軟な対応を進めるよう努力する。」「管理職としての力量の維持・向上のため、課長級（プロパー社員・出向者）を対象として『管理者能力向上研修』を実施する。」「管理職の出向者については、出向元会社に、求める力量を提示した上で受け入れる。」との文言からすれば、電力会社からの出向が日本原燃の意向に添っていなかったように受け取られますが、それに相違ありませんか。

以上